

第157回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成19年 1 月31日(水) 午後 1 時30分～ 3 時30分
2. 場 所 (財)福井原子力センター 2 階研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成18年度 第 2 ・ 四半期)
 - (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果(平成18年度 第 2 ・ 四半期)
 - (3) 発電所の運転および建設状況(平成18年10月～平成19年 1 月)
 - (4) 新型転換炉ふげん発電所の廃止措置計画について
 - (5) 県内原子力発電所における復水器冷却用海水温度データの問題について
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

(1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成18年度 第2・四半期）

[県 原子力環境監視センター 吉岡 所長より説明]

(2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果（平成18年度 第2・四半期）

[県 水産試験場 伊藤 場長より説明]

(3) 発電所の運転および建設状況（平成18年10月～平成19年1月）

[県 原子力安全対策課より説明]

（平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事）

- ・ 温排水の調査について、北海道と北海道電力がまとめている泊発電所温排水調査報告書では温排水の拡散状況だけでなく、放射能の濃度、核種が出ている。福井県においても温排水に含まれて拡散していく放射能について調査し、発表する必要があると考えるが、県は前向きに検討する予定はあるのか。
- ・ もんじゅの耐震安全性評価について、原子力機構は日本原電や関西電力から資料をもらって評価を行うと聞いているが、敦賀3、4号機は耐震安全性確認のため建設工程が約3年遅れることが確定している。建設が3～4年遅れる日本原電のデータをもらって評価するとなれば、もんじゅも当然工程が遅れるはずであるが、原子力機構は遅れないといっているのは何故か。
- ・ 美浜1号機で一次冷却水が管台でにじみ出たという記事を見たが、本日の資料No.3-2には書かれていない。一次冷却水が漏れても事故扱いとはならない、あるいは報告をしなくてもよいのか。美浜3号機の調整運転開始や高浜1号機で水漏れがあったから表沙汰にしていないのか、それとも具体的な公表基準があるのか。

(県原子力環境監視センター：吉岡 所長)

- ・ 本県においても発電所から放出されている放射能濃度、核種については報告書に記載しており、海水の放射能調査を行っている。また、発電所から放出される温排水についても拡散状況等を調査している。誤解のないようお願いする。

(日本原子力研究開発機構：柳澤 理事)

- ・ 地質調査については、敷地近傍調査の範囲が重なる部分があるため3社で協力して行っている地点もある。自らのサイト内の調査は各社毎に進めており、もんじゅでは自然公園法の手続きなどの調査準備を進めている。
- ・ もんじゅでは、自主的に文部科学省の地震調査研究推進本部の評価結果も踏まえた耐震安全性評価を行ってきている。地質調査は今年の秋までを予定しており、耐震評価をして必要な工事があれば、現在行っている改造工事や点検工事の中で対応できると考えている。来年春には試験運転を再開したいと考えているが、耐震評価の結果、今までの評価内容を見直すことが必要であればしっかり対応していく。

(県：岩永 原子力安全対策課参事)

- ・ 美浜1号機の水のにじみについては、昨年11月1日から実施している定期検査作業がほぼ終わり、原子炉容器を組み立てて温度を計測する装置の部分を組み上げ、水張り後の漏れ確認を実施した段階で、温度計のパッキン部分から1分半に1滴程度の水のにじみを見つけ、圧力を落としてパッキンを取替えて対処したものである。
- ・ こういう事象でも我々は発電所から連絡を受けており、調整の段階で見つかったもので安全協定に基づく異常事象にはあたらない。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ もんじゅの耐震安全性評価は来年の4月から12月となっているが、敦賀3、4号の評価はそれより遅く1年のずれがある。5km以内については直下型地震を想定して評価しなければならず、原子力機構も敦賀3、4号の評価結果を見て評価するのが当然だと思う。

- ・放射能測定について、私は測定をやっていないとは言っていない。排気筒の放出量について、私は事故が起こったときは連続的に発表して欲しいと言っている。今は時間を区切って発表しているが、私達が求めているのは温排水についても1ヶ月をまとめてではなく、何月何日何時に出した、そのときの気象状況はこうであった、というところまで情報が欲しい。県はやりましょうという方向で検討に入ったが、国から抑えられて出来ないという状況ではないのか。その辺を変えてもらいたい。

(県原子力環境監視センター：吉岡 所長)

- ・北海道の調査報告書は温排水と放射能が一緒になっているので同時にやっているという受け止め方になるかと思う。県では排気筒の放射能監視データや気象データなど全てのデータを10分毎のリアルタイムで平成9年度から関係市町に設置した副監視局やインターネットで公表している。また、1ヶ月毎に集計したデータを報告書に記載している。

○議題説明

(4) 新型転換炉ふげん発電所の廃止措置計画について

[日本原子力研究開発機構 柳澤 理事、岸和田 ふげん発電所長より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・県民が一番心配するのは発電所から出てくる廃棄物である。原子力発電所を福井県に持ってくるとき、地元自治体と事業者は、発電所を解体したときに施設内に廃棄物を残さない、全部更地にしてお返しするという約束をしている。協定に基づくものなのか詳細は知らないが、これは現在も生きていると考えている。今日の資料には固体廃棄物をどこに持っていくのかが書いていない。2010年には敦賀1号機も廃炉になるが、そうすると浦底湾にある2基の原子炉の廃棄物を処分しなければならなくなる。県は行政としてどう考えているのか。
- ・重水はカナダに送るとあるが、残存重水はどうするのか。その量はどれくらいあるのか。

(県：森阪 企画幹 (原子力安全対策))

- ・ 県としての方針についてお答えする。過去の地元とのやり取りはともかくとして、県としては廃棄物の適切な管理、確実な処理・処分がなされることが重要であると認識している。現時点で処分先は確定していないが、県としては、処分先が確保されるよう国に積極的な取組みを働きかけていく。

(日本原子力研究開発機構：岸和田 ふげん発電所長)

- ・ 資料No. 4の13ページに「固体廃棄物は廃止措置完了までに搬出を完了する」と書いているが、これは廃止措置計画に書いてあるものである。我々は、廃止措置が完了するまでに責任をもって廃棄物を搬出する。
- ・ 重水について、今ご心配されているのはトリチウム等であると考えているが、重水は基本的には水であるので隙間等にある残存重水については乾燥させる。現在行っている安全実証試験、これは国の事業だが、実際に使用した重水精製装置を解体し、残存重水の量、どれだけ乾燥できるか試験データを取っている。我々は、重水は回収でき、トリチウムについてもきちんと管理して解体を進められる自信を持っている。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ 事業者は廃止措置完了までに搬出を完了すると言ったが、先ほど県は処分先が決まっていなかったと言った。原子力機構は搬出先が決まってから言うべき。県や原子力機構にとって頭の痛い問題である。

(日本原子力研究開発機構：岸和田 ふげん発電所長)

- ・ 参考資料27ページ、これは平成18年10月に文部科学省から出された報告書で、原子力委員会がこの報告書に基づく見解を示している。この中にあるとおり、我々の廃棄物はR I 廃棄物として区分されており、「処理事業はアイソトープ協会と公益性のある事業者が実施」、「処分事業は原子力機構と関係者が協力して推進」、「必要な費用の確保」、「安全規制の整備」、が書かれている。

○議題説明

(5) 県内原子力発電所における復水器冷却用海水温度データの問題について

[日本原子力発電株式会社 片桐 敦賀発電所副所長より説明]

[関西電力株式会社 鈴木 原子力発電部長より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ 日本原電、関西電力が相談してではなく、それぞれがやっている。なぜこういうことが出てくるのか。これは具合の悪いことは隠そうという意識が働いているのではないか。
- ・ お互い集まってやっているわけではないが、東京電力でもあった、東北電力でもあった。これは電事連（電気事業連合会）の体質ではないかと思う。電事連が体質を直さなければ、このようなことはなくなるのではないか。このような改ざんは県民に不信感を与えているのだから、電力会社はしっかりしないといけないが、電事連がこういうことにコメントして、絶対やってはダメだという体制にもっていく。そういう姿勢が必要だと思う。県から電事連にしっかりするよう言うべきである。電事連が国に対して、定検を短縮する、金をくれという話に走るのではなく、安全面、職員の教育等について、電事連が本来の役目を果たすよう、県が電事連に積極的に関わっていくことが必要ではないかと思う。以上、要望として申し上げる。

以 上